

令和元年10月29日宣告 裁判所書記官 坂 本 大 輔

令和元年（う）第1354号

判 決

本 籍

住 居 埼玉県川口市

Y

昭和40年 月 日生

上記の者に対する窃盗被告事件について、令和元年7月8日武蔵野簡易裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から控訴の申立てがあったので、当裁判所は、検察官小栗健一及び弁護士田邊一隆（国選）各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中60日を原判決の刑に算入する。

理 由

第1 本件事案の概要及び控訴の趣意

- 1 本件は、被告人が、店舗において、バーナーシート2個（以下「本件シート」という。販売価格合計4199円）を窃取した、とされた窃盗の事案である。
- 2 本件控訴の趣意は、事実誤認の主張であり、弁護士は、被告人には窃盗の故意も不法領得の意思もなかったから、無罪であり、原判決には窃盗の故意及び不法領得の意思を認めた点で事実誤認がある、というのである。

第2 原判決の概要

原判決は、被告人が所携のエコバッグ内に本件シートを入れたときに、窃

盗の故意及び不法領得の意思がいずれも認められ、店外に出たときに、本件シートに対する店の占有は完全に排除されて、本件シートの占有は被告人に移転したことが認められる、として、要旨、次のとおり説示した。

- 1 被告人が、携帯していたエコバッグに本件シートを入れたまま、代金を支払うことなく店外に持ち出したことは、関係証拠上明白である。
- 2 これに対し被告人は、原審公判廷において、要旨、本件店舗の6階で、気になったクーラーボックスを手で持ち上げてみようとしたとき、右手に持っていた本件シートが邪魔だったので、エコバッグ内に本件シートを入れ、その後、5階で、かごに入れた商品3点の代金を支払って、これらの商品をショルダーバッグに入れるときに、本件シートがエコバッグ内に入っていることに気付いたが、会計を済ませた後であるから本件シートを出したら窃盗と思われるので、昼食後にバーベキューで使用する炭を買いに戻ったときに一緒に代金を支払えば自然であると思い、そこで支払うのをやめて、1階から店舗を出た旨供述する。

しかし、このような被告人の供述は、不自然、不合理であって、信用することができない。

- 3 他方、被告人は、逮捕された後、代金を支払うつもりだったなどと弁解し、勾留された後もその旨を弁解したが、検察官の取調べに対し、エコバッグの中にバーナーシートを入れた時点で万引きする気持ちが少しはあったと思う旨供述している。

この検察官に対する被告人の供述は、任意になされたものと認められ、内容も信用することができる。

### 第3 検討

- 1 これに対し、弁護人は、以下のとおり主張するので、検討する。
  - (1) 原判決は、未会計の物があったことが分かったときにすぐに未会計の物がある旨を店員に述べて支払をするのが自然であって、未会計の物が

あることを認識していながら、一旦店外に出て戻ってきたときに支払えば自然であると思ったとの被告人の原審公判供述は合理的ではないと判示する。この点につき弁護人は、5階で会計したときは、被告人は、エコバッグ内に本件シートを入れていたことを忘れていたのであり、エコバッグ内に本件シートを発見したときに軽いパニック状態になっていたのであるから、即座に合理的な判断ができなくなってしまうとしても不自然ではない、と主張する。

しかし、弁護人の主張は、会計したとき、エコバッグ内に本件シートを入れていたことを忘れていたなどの被告人の原審公判供述を、その信用性を吟味することなく前提とするものであって、失当である。その点をおいてみても、未精算の小型の商品をエコバッグに入れてそのまま会計せずに店外に持ち出せば、盗みと疑われるのはいわば必然であることは、容易に想起できるところ、被告人は、窃盗罪による執行猶予期間中であるから、より一層、そのようなことに思い至らなかったとは考え難い。被告人の原審公判供述によっても、会計し終わった品物をショルダーバッグに入れるときに、本件シートに気付いたが、そこで出したら、周りから見えない状況に物を置いていたので、窃盗と思われても仕方がないなどとまで心配し、おつりを貰う時にも、ためらったというのである。そうすると、弁護人が主張するような判断ができないようなパニック状態に被告人があったとはみられない。

- (2) また、原判決は、本件店舗には2階及び1階にもレジがあるから、本件シートを取り出してそれらの階のレジで会計を申し出ること、店員に窃盗を疑われることなく会計することができたことから、被告人の説明は不合理であると判示する。この点について弁護人は、うつ病患者にはこだわりという症状があり、一度決めた行動を臨機応変に変更することは被告人にとって困難である、などと主張する。

しかし、被告人の原審公判供述によっても、1階で、ほんの一瞬、やっぱり戻って払った方がいいのかって、ちょっと悩んだ、というのであるから、病気の影響で支払方法にこだわりを感じて、変更が困難であったとみることはできない。弁護人の主張は採用できず、5階で会計した時に、本件シートの存在に気付いたが、戻ってきたときに支払えば自然であると思ったとの被告人の供述は不合理である。

(3) 結局、被告人の原審公判供述を不自然、不合理であるとした原判決の評価に誤りはない。

(4) 弁護人は、原判決が挙げた検察官調書の自白部分を被告人の故意又は不法領得の意思を認定するために用いることはできないとして、るる主張する。しかし、これまで検討したとおり、本件においては、上記自白部分を用いるまでもなく、被告人が、携帯していたエコバッグ内に本件シートを入れたまま、代金を支払うことなく店外に持ち出した時点で、被告人に窃盗の故意及び不法領得の意思があったことが明らかであるから、所論は採用できない。

2 そうすると、本件においては、遅くとも、被告人が、エコバッグ内に本件シートを入れたまま、代金を支払うことなく店外に持ち出した時点で、被告人に窃盗の故意及び不法領得の意思があったことは明らかであるから、被告人に窃盗の故意及び不法領得の意思を認めた原判決の事実認定に誤りはない。

#### 第4 結論

よって、事実誤認の主張は理由がないから、刑訴法396条により本件控訴を棄却し、刑法21条を適用して当審における未決勾留日数中60日を原判決の刑に算入し、当審における訴訟費用は、刑訴法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととし、主文のとおり判決する。

令和元年10月29日

東京高等裁判所第4刑事部

裁判長裁判官

後藤 真理子

裁判官

宮本 孝文

裁判官

佐々木 直人